

<<<今号の目次>>>

1. コラム

「コロナ禍の働き方変化に期待すること」

2. 最新情報

《お知らせ》 3件

《地方公共団体等の動き》 8件

■□■ 1. コラム



「コロナ禍の働き方変化に期待すること」

ニッセイ基礎研究所 生活研究部 主任研究員 久我 尚子

長期化するコロナ禍において、大企業やIT関連企業などを中心に在宅勤務によるテレワークの定着化が進んでいます。企業規模や業種によっては難しい部分もあるかもしれませんが、「働き方改革」の流れもありますので、ポストコロナにおいても、ある程度在宅勤務は定着していくでしょう。そうなれば、育児中の女性をはじめ、労働市場で多様な人材が活躍しやすくなるのではないのでしょうか。

近年の政策などの効果で、女性の就業率は上昇し、いわゆるM字カーブの底上げが進んでいます。未だM字の底は残っています。一方で、働いていないけれど、就業希望のある女性の割合を加えると、M字はおおむね解消するのです(※1)。働いていない理由は、「出産や育児のため」、時間や収入面で自分の希望に合うような「適当な仕事がありそうにないため」です。しかし、コロナ禍で広がるテレワーク環境を見て、このような働き方なら続けられそうと感じた女性も多いのではないのでしょうか。

介護との両立でも同様でしょう。現在のところ、仕事と家庭の両立と言うと、どうしても女性の問題となりがちですが、近年、介護環境は様変わりしています。2000年代初頭では、同居家族の中での主な介護者は「嫁」でしたが、2016年以降、「息子」が上回るようになりました(※2)。つまり、育児との両立はしてこなかったけれど、親の介護との両立をする男性も少しずつ増えているようです。

人材が多様化すれば、価値観も多様化し、「上司がいる間は帰りにくい」「長時間働ける方が評価されやすい」といった日本の慣習も薄まるのではないのでしょうか。そうなれば、「男性

の育休取得」も進むのかもしれませんが。新入社員の男性の育休取得希望は約8割にのぼりますが、実際の民間企業の男性の取得率は1割未満です（※1）。このギャップの背景には、自分から言い出しにくい雰囲気などがあるようです。

新型コロナウイルスは、私達の生活に深刻な影響を及ぼしています。しかし、ウイルスがきっかけであったとしても、暮らし方の選択肢や価値観が広がる好機も訪れているのではないのでしょうか。

（※1）久我尚子「ウィズコロナ・アフターコロナの働き方へ期待すること」、ニッセイ基礎研究所、研究員の眼（2020年6月1日）

<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=64578?site=nli>

（※2）厚生労働省「国民生活基礎調査」

■□■ 2. 最新情報



《お知らせ》

【厚生労働省】

●新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の申請はお済みですか？

→新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、特別な有給休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となりますので、積極的に御活用ください。

（支給額）

特別な有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10（※）

※日額上限：15,000円（令和2年3月31日までの休暇分については8,330円）

（支給対象期間及び申請期限）

対象となる休暇取得の期限は、令和2年12月末までですが（※）、休暇取得の時期によって申請期限が異なるためご注意ください。（※なお、11月27日に、対象となる休暇取得の期間を令和3年2月末まで延長する予定であることが公表されました。）

○令和2年2月27日から同年9月30日までの休暇取得分

⇒令和2年3月18日から同年12月28日まで申請受付（期限が迫っております）

○令和2年10月1日から同年12月31日までの休暇取得分

⇒令和2年10月1日から令和3年3月31日まで申請受付

年次有給休暇や欠勤で処理していたとしても、事後的に特別の有給休暇に振り替えた場合は対象になりますので、申請をご検討ください！（事後的に特別休暇に振り替えることにつ

いて、労働者本人の同意が必要です。)

(助成金制度の概要や申請様式、申請方法などはこちら)

厚生労働省ホームページ

小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設しました

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

(制度や申請書類の記載に関するお問い合わせ先)

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター

0120 (60) 3999 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日含む)

(小学校休業等対応助成金の活用方法と相談窓口のご案内)

都道府県労働局の特別相談窓口では、当助成金の活用の促進や申請に向けた支援を行っています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000697118.pdf>

●不妊治療と仕事の両立支援

→「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」(事業主・人事部門向け)と「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」(本人・上司・同僚向け)の周知などを通じ、職場での理解を深めながら、事業主の取組を促進し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境の整備を進めています。

(↓マニュアル等のダウンロードはこちらから)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html

●テレワークに関するオンラインイベント

→テレワークを行う際、労務管理やセキュリティの確保が課題となる場合もあります。

厚生労働省では、労働者の方を対象に、テレワークに係る労働関係法令についての解説や、テレワークに必要なアプリの紹介・デモンストレーション等、テレワークの導入に役立つ内容のイベントを、全国7カ所で開催します。

【事前申込制・参加無料】

【開催日時・場所】

- ・新潟 2021年1月29日(金)
- ・岡山 2021年2月2日(火)
- ・静岡 2021年2月8日(月)
- ・福岡 2021年2月10日(水)
- ・名古屋 2021年2月15日(月)
- ・大阪 2021年2月17日(水)
- ・東京 2021年2月22日(月)・26日(金)

※各会場とも午前の部 10:00~12:00、午後の部 14:00~16:00

申込は WEB サイトにて
<http://teleworkevent.jp/index.html>

《地方公共団体の動き》

【秋田県】鹿角市

鹿角市ワーク・ライフ・バランス優良企業表彰

→市では、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス等に積極的に取り組んでいる企業を表彰しています。この表彰は男女が共に働きやすく、仕事と生活の調和がとれる職場づくりに取り組んでいる企業を表彰するとともに、市内各企業の取り組みを推進することを目的としています。(令和2年度受賞企業：株式会社浅利佐助商店)

https://www.city.kazuno.akita.jp/shisei_machizukuri/community/2/4931.html

【茨城県】

「働き方改革取組事例集」「テレワーク導入事例集」を作成いたしました

→「働き方改革取組事例集」(業務の効率化、多様な働き方、意識改革等、県内企業における働き方改革の好事例)および「テレワーク導入事例集」を紹介します。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/wlb/kyogikai.html>

【新潟県】上越市

ワーク・ライフ・バランス推進セミナー「働く女性の健康支援」参加者募集

→女性が健康で働き続けるために職場はどのように対応していけばよいのか、事業所が知っておくとよい女性の健康に関する知識や法制度、職場環境を整えていく際のポイントについて学ぶセミナーです。

・日時：2020年12月16日(水)14:00～15:30

・会場：高田城址公園オーレンプラザ 研修室・会議室

・講師：一般財団法人女性労働協会 菅原 幸子 氏

・対象：事業所の総務・人事担当者、事業主

・定員：50名(先着順)

・申込期限：12月9日(水)※期限が迫っておりますのでお早めのお申込みを！

・参加申込：申込書に必要事項を入力の上、ファックス、メール、郵送、窓口を持参のいずれかの方法で提出してください。

<https://www.city.joetsu.niigata.jp/soshiki/sangyou/zyosei-kennkou.html>

【東京都】港区

令和2年度「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&シンポジウム」を開催します

・対象：ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内企業またはこれから取り

組みを進めたいと考えている経営者・管理職・担当者、この取り組みに興味のある人

- ・開催日：2020年12月14日（月）14:00～17:00
- ・場所：リーブラホール
- ・定員：70名
- ・申込：電話または直接、男女平等参画センターへ

<https://www.city.minato.tokyo.jp/kouhou/event/201214-worklifebalance.html>

【東京都】江東区

区内中小企業向けタイムマネジメント研修～人と企業を成長に導く時間管理術～（受講生募集）

→時間を有効に使う働き方を実践すると、業績の向上、利益の増加、良い人材の確保といった好循環を生み、働きやすい環境になります。業務の効率化やスキルアップにより、生産性が向上すると、従業員の働く意欲の向上につながります。時間は限りある資源です。時間と働き方を見直して、企業を成長に導いていきませんか？

- ・日時：2020年12月9日（水）14:00～16:00
- ・講師：原 わか奈 氏（ワーク・ライフバランスコンサルタント）
- ・会場：江東区文化センター 3階第1・2研修室
- ・人数：区内中小企業の管理職・リーダー・現場のまとめ役の方18人（申込順）
- ・受講料：無料
- ・申込締切：定員になり次第締切

<https://www.city.koto.lg.jp/055201/kurashi/jinken/danjo/center/kouza/2timemanagement.html>

【石川県】

「ワーママを楽しむ会」の参加者募集について

→働きながら育児をしている母親の不安を解消し、仕事と育児の両立を支援するため、両立の苦労や悩みを共有しながら問題解決を図る「ワーママを楽しむ会」を開催します。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、Web会議システム「Zoom」を使用しオンラインで開催いたします。

- ・日時：2021年1月17日（日）9:30～11:30
- ・対象：母親
- ・テーマ：「ワーママのお楽しみ企画～今年もワーママを楽しもう！～」
- ・定員：20名
- ・申込締切：1月8日（金）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kodomoseisaku/worklifebalance/20160510.html>

【山梨県】

テレワークの導入を支援します！

→テレワーク導入に関するご相談に、専門家を無料で派遣し、テレワーク導入の検討から実際に実施するまでを支援します。

- ・申込要件：山梨県内に主たる事業所を有する企業、社団法人及び財団法人等
- ・派遣回数：テレワークコーディネーター 3回まで、社会保険労務士 3回まで、ICT 専門家 2回まで ※テレワークコーディネーター、社会保険労務士、ICT 専門家は、県から直接依頼を行います。
- ・実施期間：2020年4月1日～2021年3月31日（派遣受付は2021年1月31日までですので早めのお申込みを！）
- ・申し込み方法：申込票を記入し、労政雇用課労政担当まで、FAX、またはメールにてお申し込みください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-koy/rosei/r2/telework.html>

【三重県】津市

津市企業向けセミナー～従業員の意欲向上につなげるワーク・ライフ・バランスの推進～
→企業がワーク・ライフ・バランスの推進で働きやすい環境づくりや、出会い応援に取り組むメリットや重要性について、取り組みや支援の紹介を交えたセミナーを開催します。

- ・日時：2020年12月15日（火）13:30～15:00
- ・会場：津サイエンスプラザ あのつピア 研修会議室
- ・講師：若林 辰也 氏（株式会社デルタスタジオ 代表取締役 社長、みえ出逢いサポートセンター センター長、ワーク・ライフバランス社認定 ワーク・ライフバランスコンサルタント）
- ・対象：津市内の企業の経営者層、人事総務担当者、働き方改革担当者
- ・定員：30名（事前予約制・先着順）
- ・申込締切：12月14日（月）
- ・申込方法：お電話またはメールにてお申込みください。

<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/sp/contents/1601351377259/index.html>

【編集後記】

2020年もあとわずかとなりました。コロナ禍の下、政府からの年末年始休暇延長や分散化への協力要請もあり、例年とは違う年末年始を迎える予定の方もいらっしゃるのではないのでしょうか。昨年の年次有給休暇の平均取得率は56.3%と低いのですが、これでも昭和59年以降の最高値です（※1）。有給休暇取得促進については、各企業での取組が進められており、ライフイベントに合わせた様々なアニバーサリー休暇をはじめ、「親孝行休暇」などユニークな制度を導入している企業もあるようです（※2）。この機会に、ワーク・ライフ・バランス向上に向けた休み方を考えてみては如何でしょうか。

（※1）令和2年「就労条件総合調査」結果（厚生労働省 2020年10月）

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/20/dl/houdou.pdf>

（※2）働き方・休み方改善ポータルサイト「特別な休暇制度導入事例」

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuukaseido/search.php>

このメールは送信専用メールアドレスから配信されております。
このまま御返信いただいてもお答えできませんので御了承ください。

配信中止・配信先変更は、こちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/tetsuzuki.html>

バックナンバーはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/e-mailmagazine/backnumber/index.html>

このメールマガジンへの御意見・御要望はこちらから

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0086.html>

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトはこちらから

<http://wwwa.cao.go.jp/wlb/>